

横浜市防災計画「風水害対策編」の修正概要

1 趣旨

近年、多発する局地的な大雨等による、浸水害への予防対策を強化するとともに、土砂災害警戒区域の避難体制などについて充実を図るため、「風水害対策編」を修正しました。

2 修正等の経過

平成 21 年 11 月 11 日 横浜市防災会議で承認

平成 21 年 11 月 24 日 災害対策基本法第 42 条に基づく神奈川県知事との協議終了

平成 21 年 12 月 17 日 横浜市防災計画「風水害対策編」の運用開始

3 主な修正内容

(1) 水害に対する予防応急対策の強化

【親水拠点への警報装置の整備】第 2 部第 3 章第 1 節 1 (4)ウ

- ・ 利用者の多い 18 か所の親水拠点に、河川水位情報等と連動した回転灯・音声警報装置を設置することとしました。

【緊急警報伝達システムの整備】第 3 部第 6 章第 13 節 2 (10)

- ・ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)に対応し、かつ、避難勧告等の市からの緊急情報を J-ALERT 専用小型受信機及びデジタル移動無線システム等を活用して、市民に伝達するシステムを構築することとしました。

【浸水想定区域内の地下街等及び要援護者施設の名称及び所在地】第 5 部

- ・ 浸水想定区域内の地下街等及び要援護者施設の名称及び所在地について、実態調査に基づき修正しました。

(2) 土砂災害に対する予防応急対策の強化

【土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備】第2部第3章第1節6

- ・ 土砂災害警戒区域内に要援護者施設がある場合には、ファクシミリ、電子メール、防災情報Eメール等により土砂災害に関する情報等の伝達体制を整備しました。
- ・ 土砂災害警戒区域における円滑な避難に必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップを作成・公表することとしました。

<参考> 土砂災害警戒区域の指定状況（平成22年2月9日現在）

指定済	西区59区域、中区131区域、南区150区域、保土ヶ谷区北部64区域（計404区域）
平成22年3月末までに指定予定	港南区、戸塚区北部

※ 平成24年度末までに全区指定される予定です。

【土砂災害警戒情報の受伝達体制の整備】第3部第6章第4節

- ・ 土砂災害警戒情報の発表基準、受伝達系統図及び受伝達時に区局がとるべき対応について明確にしました。

(3) 避難対策の充実

【避難施設の選定】第2部第4章第1節1

- ・ 避難施設は、原則として地域防災拠点に指定されている市立小中学校としました。
- ・ 地域防災拠点のほか、地域住民が容易に避難できるよう、近距離に位置し住民自らが決める避難施設を、一時避難所として活用することとしました。

【避難勧告等の伝達体制】第3部第12章第1節3

- ・ 避難勧告等を発令した場合には、従前から実施していた広報車等による巡回広報のほか、町内会長への個別電話連絡や防災情報Eメール、市ホームページ等により、市民への周知を図ることとしました。

4 今後の予定

本計画については、3月上旬までに、横浜市ホームページに全文を掲載するとともに、図書館や市民情報室に冊子を配付し、市民への周知を図ります。